

答申第 1139 号

諮問第 1806 号

件名：特定事業所の指定障害福祉サービス事業指定申請書の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、特定事業所の指定障害福祉サービス事業指定申請書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定について、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 6 年 1 月 7 日付で行った開示請求に対し、実施機関が同年 2 月 16 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書開示請求書には、「障害者就労継続支援 B 型「事業所 A」の許可に関する書類（決裁を含む）」と記載されていたことから、請求対象文書は、本県にて保管している事業所 A の指定障害福祉サービス事業指定申請書であると解した。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項及び第 36 条第 1 項の規定により、就労継続支援 B 型を含む障害福祉サービスを提供する事業所・施設についての開設に当たっては、予め、県の指定を受ける必要があると定められており、その指定を受けるには、本県の取り扱いとして、指定申請書のほか、履歴（登記）事項全部証明書や土地・建物の賃貸借契約書、事業所（施設）の平面図等を提出する必要がある。

以上のことから請求内容に合致する文書を探索したところ、事業所 A に関する指定障害福祉サービス事業指定申請書を請求内容に合致する文書として特定した。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、賃貸借契約書、事業所平面図及び事業所内部の写真の不開示決定処分を取り消すとの決定を求める旨及び理由付記について違法である旨を主張している。

したがって、本件審査請求の対象となる部分は、条例第7条第3号イに該当するとして不開示とした部分のうち、賃貸借契約書、事業所平面図及び事業所内部の写真であると解されるため、以下当該部分を開示しないこととした理由及び当該部分の理由付記について述べる。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 賃貸借契約書について

賃貸借契約書には、契約期間や契約金額などの情報が記載されており、事業所Aを運営する事業者が内部情報として管理するものである。

賃貸借契約書に記載されている情報は、関係者以外には知られていない非公表のものであり、開示することとなれば、当該事業者の運営上の判断の秘匿に関する正当な利益を害するおそれがある。また、他の法人等が本件事業者と賃貸借契約を締結する際、開示された情報をもとに、契約条件等の交渉をし、公平な取引が害されるおそれがある。

したがって、賃貸借契約書は、条例第7条第3号イに該当する。

イ 事業所平面図及び事業所内部の写真について

事業所平面図及び事業所内部の写真には、平面図に示される建物構造や各室配置、通常関係者以外の者が立ち入ることができない事業所の内部等の情報が記載されており、それらを読み解くことにより、施設構造や使い方を理解することができるものである。

事業所平面図及び事業所内部の写真が公開され、施設構造や使い方が公となれば、施設設備に対するいたずらや施設内部への侵入等の犯罪の実行を容易にする等、事業活動における損失が発生するおそれや、本件施設の利用者等の安全が脅かされるおそれがあり、ひいては当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、事業所平面図及び事業所内部の写真は、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 本件一部開示決定通知書における理由付記について

審査請求人は、審査請求書において、本件行政文書一部開示決定処分における理由は、条例第7条第3号イの規定を抜き書きしたにすぎないものであることから、行政手続法（平成5年法第88号）第14条第1項の処分の理由を付記しなければならないとする規定を満たしておらず、違法であり取り消されるべき旨を主張している。

このことについて、本件一部開示決定通知書には、別表のとおり開示しないこととした部分が具体的に記載されているほか、開示しないこととした根拠規定だけでなく、当該規定を適用する理由について記載されており、

不開示部分が条例第7条第3号イに該当することの根拠を了知し得るものであり、これをもって公開することによる不利益も了知し得るものであるため、理由付記は適法に行われている。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、事業所Aの指定障害福祉サービス事業指定申請書であると解される。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、実施機関が不開示とした部分のうち、賃貸借契約書（以下「不開示部分①」という。）、事業所平面図及び事業所の内部の写真（以下「不開示部分②」という。）の開示を求める旨及び決定時の理由付記が不十分である旨を主張していることから、これらの部分の不開示情報該当性及び理由付記の適法性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 不開示部分①について

(ア) 実施機関によれば、不開示部分①には、契約期間や契約金額などの情報が記載されており、これらの情報を開示することとなれば、本件事業者の運営上の判断の秘匿に関する正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

一方、審査請求人は、実施機関が主張する正当な利益を害するおそれについては、単なる可能性を主張するものであって、その蓋然性が客観的に認められるものではない旨主張する。

(イ) 当審査会において、不開示部分①を見分したところ、指定障害福祉サービス事業を申請するにあたって提出が必要な建物貸借の契約書であって、事業所Aを運営する事業者が建物をどのような内容で借りているかがわかる情報が記載されていた。これらの情報は、事業所Aを運営する事業者の内部管理情報であり、公にすることにより、当該事業者の運営上の判断の秘匿に関する正当な利益を害する蓋然性があることが客観的に認められるものである。

(ロ) よって、不開示部分①は条例第7条第3号イに該当する。

イ 不開示部分②について

(ア) 実施機関によれば、不開示部分②には、平面図に示される建物構造や各室配置、通常関係者以外の者が立ち入ることができない事業所の内部等の情報が記載されているとのことである。そして、これらの情報が開示されることになれば、施設構造や使い方が明らかになり、施

設設備に対するいたずらや施設内部への侵入等の犯罪の実行を容易にする等、事業活動における損失が発生するおそれや、施設の利用者等の安全が脅かされるおそれがあり、ひいては当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

一方、審査請求人は事業所 A を運営する事業者が事業を行う場所は B 市の公共施設であり、公共施設の平面図及び内部写真を不開示にする理由はない旨主張する。

- (イ) 当審査会において、不開示部分②を見分したところ、事業所内部の具体的な構造や各部屋の寸法など詳細な情報が記載されており、また、不特定多数の者が自由に見ることができない事業所の内部の状況が掲載されていた。

これらの情報は、防犯上の観点から、施設の利用者等の安全を確保する上で、事業者の内部管理情報として保護する必要があるものであって、仮に公にされれば、施設構造や使い方が明らかになり、施設設備に対するいたずら等が生じるなど、当該事業者が安全に事業を運営する利益を害する蓋然性があると客観的に認められる。なお、公共施設であることは、この判断に影響を与えるものではない。

- (ウ) よって、不開示部分②は条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(4) 理由付記について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件行政文書一部開示決定処分における理由は、単に条例第 7 条第 3 号イの条文を転記したものであることから、開示しないこととした理由を記載したことにはならず、愛知県行政手続条例（平成 7 年愛知県条例第 28 号）第 14 条等にある、処分の理由を示さなければならないとする規定を満たしていない旨を主張している。

当審査会において、本件一部開示決定通知書の記載を確認したところ、不開示とした根拠規定のほか、不開示とした部分及びその理由が、審査請求人において了知し得る程度に示されていた。

また、原則として 15 日以内という短期間に開示決定等を行うと定めている条例第 12 条第 1 項の規定及び理由の提示が求められる趣旨に照らせば、本件一部開示決定通知書において本件弁明書で記載した程度にまで具体的に理由の提示をしなければならないとまでは解されない。

以上のことからすれば、本件一部開示決定通知書の理由付記は適法なもの認められる。

(5) 審査請求人のその他の主張について

本件行政文書の不開示情報該当性については前記(3)において述べたとおりであり、また、理由付記の適法性については前記(4)において述べた

とおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
・ 賃貸借契約書 ・ 事業所平面図 ・ 事業所の内部の写真	条例第7条第3号イに該当 法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 8 . 1	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 1 . 2 9 (第 700 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人からの陳述書を受領
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
7 . 2 . 2 7 (第 702 回 審査会)	審議
7 . 3 . 2 6	答申